



新たなる 旅立



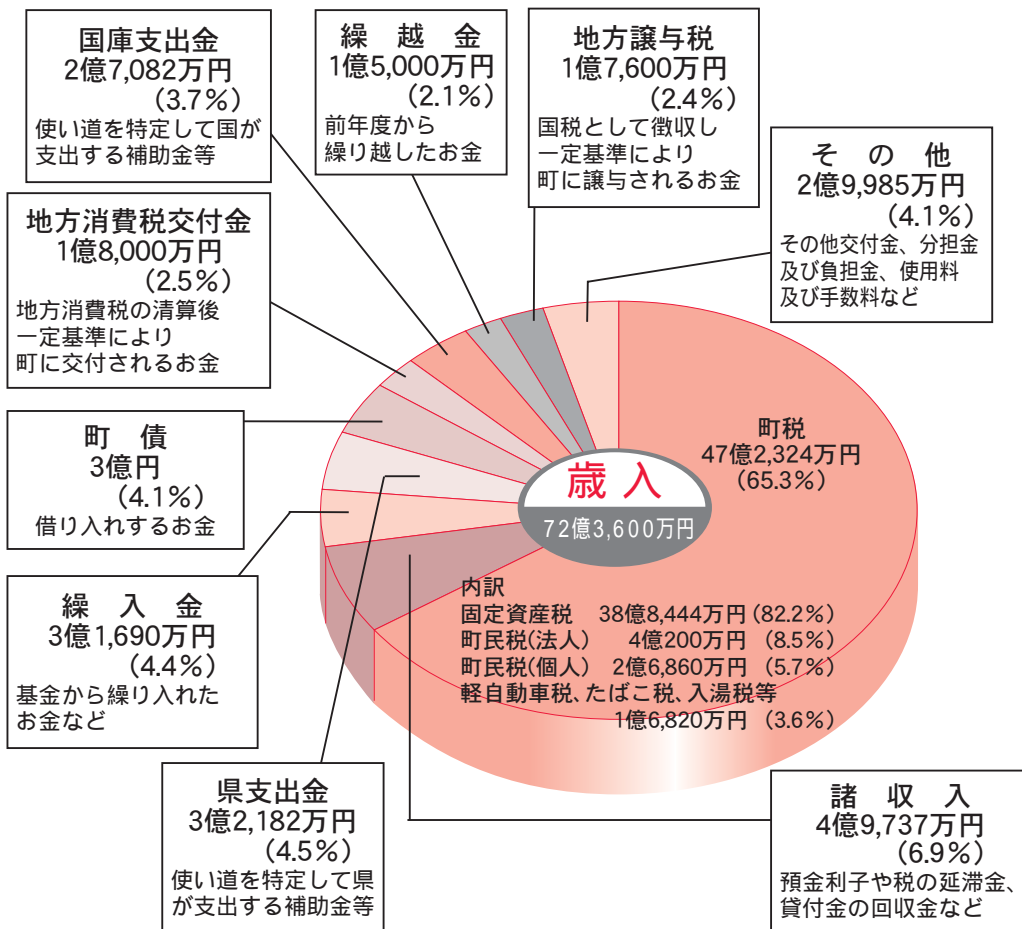
聖籠中学校 ■ 第4回卒業式 ■

広報
せいろう 2005

4

April No.345

住みよいまちづくりに向けスタートします



平成17年度の予算が3月定例議会で審議され、一般会計予算は七十二億三、六〇〇万円、また特別会計予算は六会計合計五〇億三、三二〇万円が議決されました。

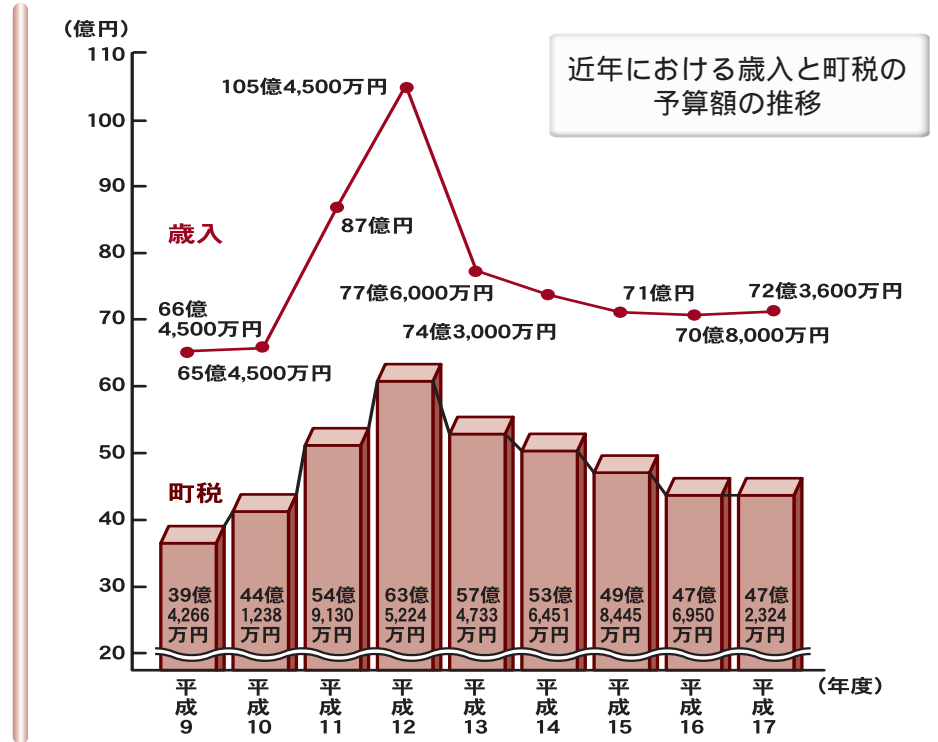
住みよいまちづくりのために、皆さんの税金がどのようにして使われるのかその概要をご紹介します。お気づきの点、お問い合わせは、役場企画財政課までご連絡ください。

☎ 27 1958 (直通)

一般会計予算

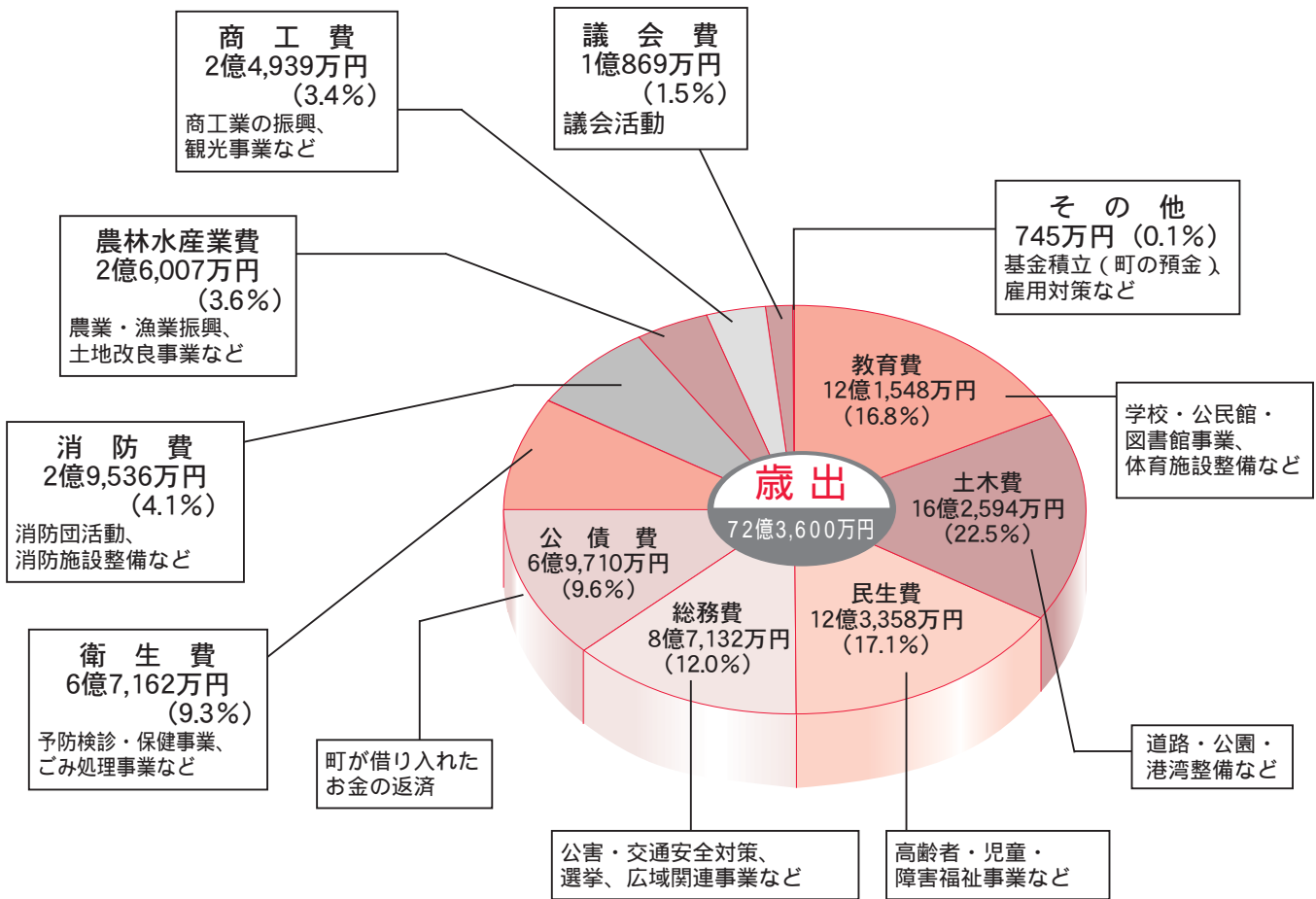
厳しい財政状況下ではありますが、限られた財源の重点的・効率的な配分により、少子・高齢化対策や循環型社会の構築などの環境対策、魅力ある農業づくり、教育の充実など町民一人ひとりが豊かに暮らせるまちづくりの実現に向けて事業を実施してまいります。

(主な事業は四七ページ参照)



平成17年度 一般会計

平成17年度 一般会計予算は 72億3,600万円



平成17年度 特別会計予算は計50億3,310万円

会計名		予算額
国民健康保険	事業勘定	9億5,629万円
	施設勘定	1億4,619万円
老人保健		9億2,441万円
介護保険		7億9,105万円
県営開拓パイロット事業		821万円
公共下水道事業		18億3,821万円
水道事業	収益的支出	2億6,377万円
	資本的支出	1億4,977万円

国民健康保険特別会計
 町民が望む保健・医療・福祉の一体化したサービスを行い、「安心して暮らせる町づくり」を目指します。

老人保健特別会計
 老人保健法に基づく医療諸費について運営してまいります。

介護保険特別会計
 老後の自立支援を基本とし、共同連体の考えを軸に居宅や地域中心に社会的介護を保障してまいります。

県営開拓パイロット事業聖籠町特別会計
 開拓パイロット事業の維持運営に努めてまいります。

公共下水道事業特別会計
 下水道の維持管理と引き続き汚水管渠整備を行い、事業推進を図ります。

水道事業会計
 水道への切り替えの啓発活動を進め、「安全で良質で、おいしい水」の供給に努めます。

快適な生活空間の創造



調和のとれたまちの
すがたづくり

港湾整備事業

県の実施する港湾施設整備への負担金

八〇〇万円

都市計画緑地整備事業

県の東港地内緑地整備への負担金

一億円

町営住宅運営事業

一、九九三万円

土地区画整理事業

次第浜浜山土地区画整理事業

補助金、貸付金、工事請負費など

四億一、一五二万円

地籍調査事業

一、八四七万円

心に潤いを与えてくれる緑の保全

保安林等育成保全事業

病害虫防除など

一、〇九四万円

海岸砂防林整備事業

五五九万円

都市公園等整備事業

都市公園等の維持管理・整備

一、九三〇万円

用途に応じた安全で快適な移動手段の確保

町道整備事業

道路改良、舗装、測量、用地購入など

二億八、八〇六万円

県道路整備事業

県道路事業への負担金

八六〇万円

道路維持管理事業

道路植栽、舗装補修、除雪作業など

一億二、六二二万円

生活交通確保対策事業

循環バス事業運営経費

三、〇二八万円

快適な生活環境の整備

ごみ処理及び減量化推進事業

ごみ収集運搬委託など

四、八一九万円



ごみ処理施設整備事業

豊栄郷清掃施設処理組合への負担金

一億八、一四七万円

環境保全事業

大気汚染、水質汚濁防止対策事業など

一、二四〇万円

ISO推進事業

ISO運用支援業務委託など

二〇〇万円

下水道安定化対策事業

下水道事業特別会計への繰出金

四億一、七〇〇万円

水洗化促進事業

水洗便所改造成、排水設備資金預託金利子補給など

五、三〇四万円

し尿処理事業

中部衛生センターへの負担金

九、八四八万円

安全で安心して暮らせる

暮らしの実現

安全に暮らせる環境づくり

消防力整備事業

消火栓設置、消防備品、新
発田広域消防負担金など

一億四、四四二万円

防災対策事業

地域防災計画策定、防災行
政無線通信施設更新など

七八六万円

交通安全施設整備事業

カーブミラーなどの設置・修繕

五五四万円

交通安全対策推進事業

各種交通安全活動など

六四二万円

安心して暮らせる 福祉のまちづくり

子育て支援事業

誕生祝金、児童手当、チャイ
ルドシート補助など

八、九六七万円

保育体制充実事業

こども園運営経費、私立保育
園運営補助など

八、一六三万円

ひとり親家庭等支援事業

医療費の助成など

五五九万円

障害者更正施設運営事業

広域障害者施設への負担金

一、〇二二万円

障害者支援事業

医療費助成、施設訓練等支援など

一億一、二三八万円

生きがい対策事業

敬老会運営、長寿祝金、老人クラブ
活動費補助など

三、二九六万円

在宅福祉対策支援事業

ホームヘルパー、介護者手当、
寝具乾燥・おむつ給付など

一億一、一四二万円

施設福祉充実事業

養護老人ホーム入所、施設
運営費負担

九、三九九万円

老人保健・

介護保険制度推進事業
老人保健・介護保険特別会
計への繰出金

二億一九七万円

生涯健康な暮らしを おくるために

予防接種事業

妊産婦・乳幼児医療費支援事業
医療費の助成など

一、三五七万円

健診対策強化事業

各種がん健診など

三、二六三万円

精神障害者助成事業

入院費助成、社会復帰支援

三、八三八万円

宿泊型休養施設整備事業

さぶくろ館等修繕工事

八、八六一万円

活力・魅力あふれる 産業づくり



活力・つるおい・彩り
あふれる農業

病虫害予防対策事業

水稲病害虫防除など

九六八万円

都市との交流促進事業

交流館『杜』維持管理など

四六六万円

観光農業施設整備事業

農道整備

一六〇万円

農産物価格安定事業

農産物価格安定補助

五〇〇万円

生産組織育成事業

各種補助・園芸産地育成強化、
施設園芸産地育成など

三、三三五万円

生産環境整備事業

水環境整備、蓮野地区排水対策など

八七六万円

水田営農確立対策事業

生産調整に対する助成など

五、七五〇万円

つくり育てる
魅力ある漁業

漁業施設周辺整備事業

加治川河口・船だまりしゅんせつ

一八九万円

漁業振興事業

ヒラメ稚魚放流

九七万円



地域に根づく商業

中小企業者育成振興支援事業

各種融資資金の預託

一億八、五一〇万円

中小企業活性化支援事業

商工会への支援など

七〇〇万円

住む人・訪れる人
みんな心潤う観光

観光施設運営事業

海水浴場運営事業

八七二万円

観光開発支援事業

各種イベント支援、観光協会
運営補助

一、九一〇万円

個性豊かな人・ふるさとづくり

開かれた行財政の推進

いきいきと学ぶ

子どもたちのために

こども園施設維持管理事業
施設改修など

二、三〇二万円

学校教育人的支援事業

非常勤講師など

一、九六八万円

情報機器ネットワーク事業

パソコン等借り上げ

四、七七八万円

学校施設維持管理事業

施設改修など

一、三六〇万円

就学支援事業

就学援助、特殊教育就学奨励金

四八四万円

不登校等児童・生徒支援事業

教育相談、指導員報酬など

六一一万円

育英資金貸与事業

育英生貸付金

五、四〇〇万円

豊かな感性を

育てるために

スポーツ活動支援事業

各種スポーツ活動に対する支援など

一、七二一万円

社会教育施設事業

トレーニングルーム、三多目的屋内運動場、屋外運動広場芝生樹木などの管理

二、五三三万円

文化会館事業

文化会館自主事業・設備操作委託など

一、六六八万円

町史編さん事業

町史資料作成業務委託など

九九七万円

豊かな国際感覚を

はぐくむまち

国際交流事業

小・中学生の海外研修など

四〇二万円

人をはぐくみ癒しの力

を持つシステムづくり

ハッピーエンド支援事業

結婚推進のため活動経費

一、三三三万円

地域自治振興支援事業

地域振興事業への補助

一〇〇万円

公会堂施設整備事業

公会堂改修等工事費補助金

一、三六九万円

ともに考え責任を持つ意識づくり

広聴・広報活動充実事業

広報せいろう、町勢要覧、議会、たよりなど

一、二六五万円

町総合計画策定事業

後期基本計画の策定

三五五万円

分権型社会に対応した体制づくり

広域行政推進事業

新発田広域事務組合への負担金

一、一八二万円

将来展望に立った行財政の運用

職員研修事業

職員派遣研修など

四〇四万円

IT推進事業

総合行政ネットワークグループウェア機器整備など

二、九五〇万円



次第浜浜山土地区画整理組合

設立総会開催される

次第浜浜山土地区画整理事業に向けて準備を進めていた、次第浜浜山土地区画整理事業設立準備組合(準備委員長田村春満氏)が、平成17年1月13日に新潟県から設立認可を受け、さる2月13日(日)

に次第浜公民館で地権者を集めた組合設立総会を開催しました。

地権者191名のうち、79名の出席と委任状74名で総会が成立し、役員を選任や予算・決算、事業計画等の審議を行い、

すべて承認されました。

事業区域面積は約18・6haで、宅地の面積が約8haと保留地が4・8ha(約170区画)の計画となっています。造成工事は平成17年度から3ヶ年で終了させ、平成19年度から販売を開始する計画です。

組合役員は、理事8名、監事3名が選任され、組合理事長には田村春満氏が、副理事長には宮下三蔵氏、須貝三作氏がそれぞれ就任しました。また、代表監事には渡辺徳之助氏が就任しました。

土地区画整理組合の事務所は、事業区域内にある旧次第浜漁業協同組合事務所を借り受け、工事監理や販売などの組合業務を行う予定です。

この事業により、町の市街化区域整備が大きく前進するきっかけになるものとして注目されます。

☎ 役場ふるさと整備課

27-2111

(内線231)



▲田村理事長のあいさつ

事業区域図



🕒日時 📍会場 📄内容 🧑対象 📝申し込み 🗨️問い合わせ

水洗化工事はお早めに

公共下水道 供用開始区域拡大

生活環境の向上、美しい自然を保護するためにも公共下水道の利用をしましょう。

☆平成16年度までに、供用開始済となっている区域

丸潟、中の橋、本大夫、本三賀、山三賀、二本松、外畑、蓮野、杉谷内、正庵、甚兵衛橋、蓮潟、蓮潟新田、八幡、東山の全部と山倉、本諏訪山の一部
東港1・2・3・5・6・7丁目、位守町の全部

☆平成17年4月15日に供用開始をする区域

道賀新田、上大谷内、山大夫、尾沢ヶ丘、稲の平の全部と桃山、若沼、山諏訪山、網代浜の一部

☆排水設備の設置は供用開始になってから1年以内

供用開始区域になった皆さんには1年以内に、宅地内に設置された公共汚水ますに便所、台所、浴室などからの汚水を流し込む排水設備を設置していただきます。設置については町の指定する工事店に工事を依頼してください。

これまでくみ取り式便所だったご家庭は、供用開始の日から3年以内に水洗便所にするよう下水道法で定められています。

☆町の融資制度・助成制度をご利用ください。

下水道への接続や便所の改造等の工事費は、各自の負担になります。接続等に係る経費については、町の融資・助成制度が利用できます（利用については供用開始の日から一定の期限・条件があります。対象は公共団体その他法人にかかる工事を除いた方です。

☆使用料はいくら？

使用料は、流した汚水の量に応じて納めて頂きます。（基本料金10㎡まで1,500円、10㎡を超えた分は1㎡につき150円が加算されます）

その外、消費税相当額（5%）が別途加算となります。

◎役場上下水道課

☎27-2111

（内線341）

公共下水道供用開始の状況図



環境家計簿の集計結果がまとまりました

◎役場生活環境課 ☎27-1962

皆さんにご協力いただいた環境家計簿の集計結果がまとまりました。町のCO₂排出量は、全国平均に比べかなり低いレベルになっていますが、ガソリンなど燃料の占める割合が非常に高くなっています。

また、季節的なものもありますが、残念ながら、実践期間中の排出量削減への取り組みの効果はあまり見られない結果となりました。

以下に詳しい集計結果を載せていますので、今後のCO₂削減の参考とし、エコライフの実現に向けがんばってください!!

- 調査対象 ・町内全世帯
 実践期間 ・平成16年8月1日(日)
 ~ 10月31日(日)まで
 調査対象数 ・世帯数：3,787世帯(6月末現在)
 回収率 ・4.2%

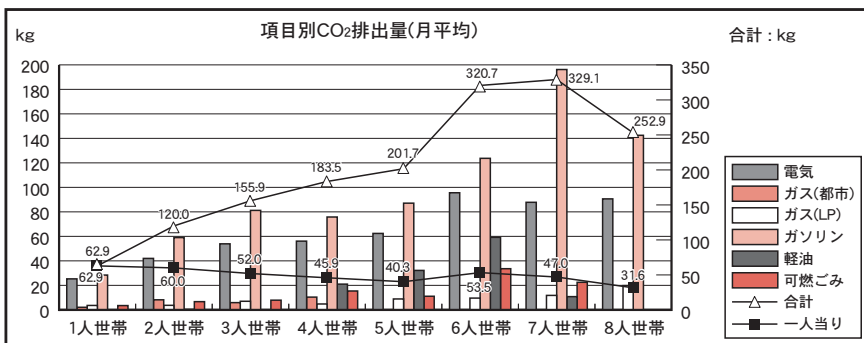


集計内容

【山倉学区：月平均】

項目	1人世帯		2人世帯		3人世帯		4人世帯		5人世帯		6人世帯		7人世帯		8人世帯	
	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合
電気	25.3	40.2	42.0	35.0	53.9	34.6	56.1	30.6	62.4	30.9	95.6	29.8	87.8	26.7	90.6	35.8
ガス(都市)	2.1	3.3	8.2	6.8	5.9	3.8	10.4	5.7	—	—	—	—	—	—	—	—
ガス(LP)	3.6	5.7	3.7	3.1	7.0	4.5	4.8	2.6	8.9	4.4	8.6	2.7	11.8	3.6	19.8	7.8
ガソリン	28.4	45.2	59.0	49.2	81.2	52.1	75.8	41.3	87.1	43.2	123.7	38.6	196.2	59.6	142.5	56.3
軽油	—	—	0.4	0.3	—	—	21.0	11.4	32.2	16.0	59.2	18.5	10.8	3.3	—	—
可燃ごみ	3.5	5.6	6.7	5.6	7.9	5.1	15.4	8.4	11.1	5.5	33.6	10.5	22.5	6.8	—	—
合計	62.9	100.0	120.0	100.0	155.9	100.0	183.5	100.0	201.7	100.0	320.7	100.0	329.1	100.0	252.9	100.0
一人当排出量	62.9		60.0		52.0		45.9		40.3		53.5		47.0		31.6	

※灯油は原則暖房用とし、4月までの使用とするが、給湯に燃料として使用している世帯は5月以降の灯油によるCO₂排出を含む。



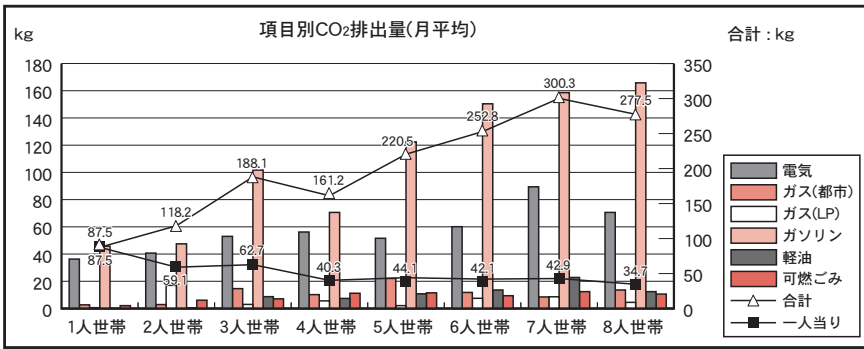
- 排出量は、世帯人数が多いほど増加する傾向にあります。
- 電気からの排出量の全体に占める割合は30~40%前後と高くなっています。
- ガスは都市、LP合わせても3~10%と割合は少なくなっていますが、月ごとの使用量の変化も少ないため、毎月一定の排出量があります。
- ガソリンの割合はそれぞれ40~60%前後とどの世帯区分でも最も高くなっています。
- ほとんどの世帯で、8月が最も排出量の多い傾向にあります。
- 一人当たりの排出量については、世帯人数が増えるにつれ減少傾向にあるが、6・7人世帯ではガソリンからの排出量が伸びているため若干増加しています。

【蓮野学区：月平均】

項目	1人世帯		2人世帯		3人世帯		4人世帯		5人世帯		6人世帯		7人世帯		8人世帯	
	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合
電気	36.3	41.5	40.7	34.4	53.0	28.2	56.2	34.9	51.6	23.4	60.1	23.8	89.4	29.8	70.6	25.4
ガス(都市)	2.7	3.1	2.9	2.5	14.6	7.8	10.2	6.3	22.1	10.0	11.8	4.7	8.5	2.8	13.6	4.9
ガス(LP)	0.6	0.7	17.0	14.4	3.0	1.6	5.6	3.5	2.1	1.0	7.5	3.0	8.6	2.9	4.5	1.6
ガソリン	45.8	52.3	47.5	40.2	101.7	54.1	70.6	43.8	122.4	55.5	150.4	59.5	158.6	52.8	165.8	59.7
軽油	—	—	4.0	3.4	8.7	4.6	7.4	4.6	10.8	4.9	13.6	5.4	22.8	7.6	12.4	4.5
可燃ごみ	2.1	2.4	6.1	5.2	7.1	3.8	11.2	6.9	11.5	5.2	9.4	3.7	12.4	4.1	10.6	3.8
合計	87.5	100.0	118.2	100.0	188.1	100.0	161.2	100.0	220.5	100.0	252.8	100.0	300.3	100.0	277.5	100.0
一人当排出量	87.5		59.1		62.7		40.3		44.1		42.1		42.9		34.7	

※灯油は原則暖房用とし、4月までの使用とするが、給湯に燃料として使用している世帯は5月以降の灯油によるCO₂排出を含む。

- 排出量は、世帯人数が多いほど増加する傾向にあります。
- 電気からの排出量の全体に占める割合は25~40%前後で、5人世帯以上では割合が低くなっています。
- ガスは都市、LP合わせても4~10%前後と割合は少なくなっていますが、月ごとの使用量の変化も少ないため、毎月一定の排出量があります。



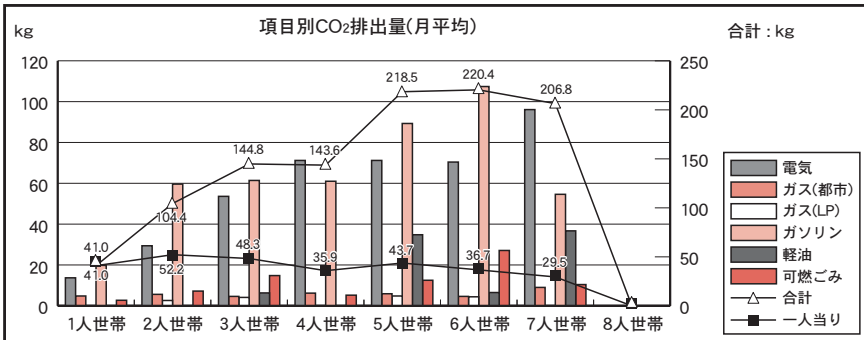
なお、2人世帯のみLPガスの排出量が多く、17%と割合が高くなっています。

- ガソリンの割合はそれぞれ40~60%前後とどの世帯区分でも最も高くなっています。また、世帯人数の増加とともに排出量も増える傾向にあります。
- 一人当たりの排出量については、世帯人数が増えるにつれ減少傾向にあります。

【亀代学区：月平均】

項目	1人世帯		2人世帯		3人世帯		4人世帯		5人世帯		6人世帯		7人世帯		8人世帯	
	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合
電気	13.7	33.4	29.4	28.2	53.6	37.0	71.2	49.6	71.2	32.6	70.4	31.9	96.1	46.5	—	—
ガス(都市)	4.8	11.7	5.6	5.4	4.6	3.2	6.2	1.9	5.9	2.7	4.6	2.1	9.0	4.4	—	—
ガス(LP)	—	—	2.6	2.5	4.1	2.8	—	1.8	4.8	2.2	4.4	2.0	—	—	—	—
ガソリン	19.8	48.3	59.6	57.1	61.4	42.4	61.0	20.6	89.3	40.9	107.4	48.7	54.6	26.4	—	—
軽油	—	—	—	—	6.3	4.4	—	2.2	34.8	15.9	6.5	2.9	36.7	17.7	—	—
可燃ごみ	2.7	6.6	7.2	6.9	14.8	10.2	5.2	3.1	12.5	5.7	27.1	12.3	10.4	5.0	—	—
合計	41.0	100.0	104.4	100.0	144.8	100.0	143.6	79.2	218.5	100.0	220.4	100.0	206.8	100.0	—	—
一人当り排出量	41.0	—	52.2	—	48.3	—	35.9	—	43.7	—	36.7	—	29.5	—	—	—

※灯油は原則暖房用とし、4月までの使用とするが、給湯に燃料として使用している世帯は5月以降の灯油によるCO₂排出を含む。



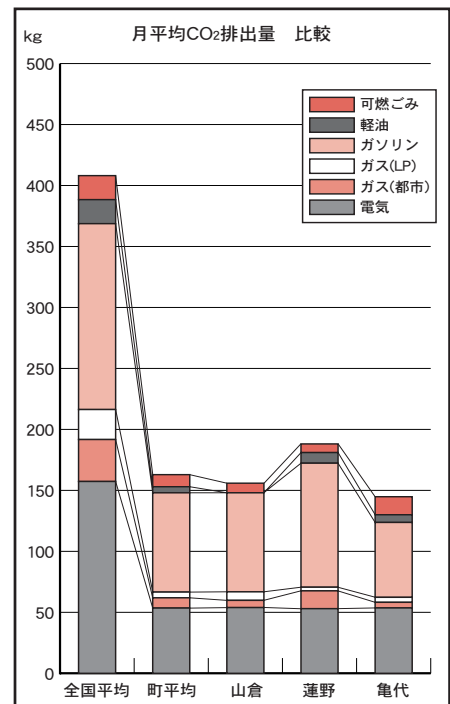
- 排出量は、世帯人数が多いほど増加する傾向にあります。
- 電気からの排出量の全体に占める割合は30~50%前後と、他の地区に比べ割合が高くなっています。
- ガスは都市、LP合わせても4~12%前後と割合は少なくなっていますが、月ごとの使用量の変化も少ないため、毎月一定の排出量があります。
- ガソリンの割合はそれぞれ40~60%前後と高くなっていますが、4人世帯、7人世帯のみ20~30%前後となっており、代わりに電気が50%近くを占めています。
- 一人当たりの排出量については、世帯人数が増えるにつれ減少傾向にあります。ほぼ横ばいです。
- 全体的に、他の地区に比べ、二酸化炭素の排出量が少なくなっています。

【全国平均値との比較：月平均】

項目	全国平均		聖籠町全体		山倉学区		蓮野学区		亀代学区	
	2.7人世帯	3人世帯	3人世帯	3人世帯	3人世帯	3人世帯	3人世帯	3人世帯	3人世帯	
	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合
電気	157.3	38.5	53.5	32.8	53.9	34.6	53.0	28.2	53.6	37.0
ガス(都市)	34.4	8.4	8.4	5.1	5.9	3.8	14.6	7.8	4.6	3.2
ガス(LP)	24.6	6.0	4.7	2.9	7.0	4.5	3.0	1.6	4.1	2.8
ガソリン	152.4	37.3	81.4	50.0	81.2	52.1	101.7	54.1	61.4	42.4
軽油	19.7	4.8	5.0	3.1	—	—	8.7	4.6	6.3	4.4
可燃ごみ	19.7	4.8	9.9	6.1	7.9	5.1	7.1	3.8	14.8	10.2
合計	408.1	100.0	162.9	100.0	155.9	100.0	188.1	100.0	144.8	100.0
一人当り排出量	136.0	—	54.3	—	52.0	—	62.7	—	48.3	—

※全国平均は1999年度の年間排出量(約5,900kg)を月平均した数値。2.7人は1999年度の平均世帯員数。

- 全体的に、全国平均の排出量が上回っており、中でも電気、軽油は3倍、ガソリン、可燃ごみは2倍、ガスは4~6倍の開きがあります。
- 構成割合は、町、全国平均ともほぼ同じですが、町の方がガソリンの割合が高くなっています。
- 1月当たりの総排出量も2倍以上の差があります。
- 町の平均に比べガソリンの割合が低く、代わりにガスの割合が若干、高くなっています。
- 可燃ごみは、全国平均では排出量が多くなっていますが、割合は町に比べ低くなっています。
- 町の特徴としては、全体的な割合は全国平均と大差ありませんが、ガソリンの占める割合が非常に高くなる傾向があります。



聖籠町ウォーキング教室



3ヶ月間がんばりました!

聖籠町国民健康保険では、健康増進推進モデル事業として、平成16年10月～12月の3ヶ月間、ウォーキング教室を開催しました。

9月広報お知らせ号で受講者（50名）を募集したところ、多数の申し込みをいただいたため、急遽、5名参加人数を増やし、先着順で55名の方が受講されました。

3ヶ月間、全11回（修了式等イベント除く）と、長丁場の教室でしたが、平均参加率は84.8%、皆勤の方が19名というすばらしい結果となりました。

教室では、運動の効果をみるために、10月と12月に検査を行いました。12月の検査では、参加者全員いずれかの項目の数値が改善していました。

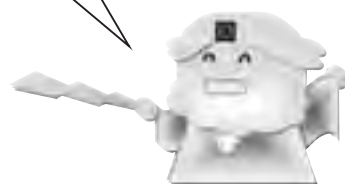
また、アンケートにより、参加者の意識調査を行うと、運動・生活習慣に対する意識が、教室開始前後では全く変わっており、検査結果(数値)に出ない部分においても、教室の効果があらわれたといえるようです。

実際、教室への参加を機に、自主的に運動を始めた方や、間食・お酒を控えるようになった方がたくさんいらっしゃいました。

健康への近道はありません。まずはウォーキングの一步から。

聖籠町国民健康保険では、今後も皆さんの健康づくりを応援します。

みんな
がんばったようだ



ウォーキングの前後には、
ストレッチを忘れずに。



みんなで歩くと、楽しいね！
正しい姿勢で歩けば、運動の
効果も高まります。



運動の効果は出ているかな？
検査の結果にドキドキ・・・



栄養教室(イベント)

健康のためには、運動だけで
なく食事も大切です。

急増している乳がん!!

検診受診率の向上が大きなカギ!!

県立坂町病院外科

牧野春彦 先生



前回、乳がん検診の必要性について詳しく述べましたが今回は具体的な方法について考えてみたいと思います。検診の方法としては視触診、マンモグラフィ、超音波(エコー)、CT、MRIなどが考えられます。

このなかではたしてマンモグラフィがベストなのでしょう。まず、発見率の低さ(100人に1人未満)から多くの人を検査する必要がありCT、MRIは経費がかかりすぎるため(自治体、個人の負担が大きくなりすぎる)検診にはむきません。視触診、マンモグラフィ、エコーが残るのですが、この中で検診の効果が科学的に証明されているのはマンモグラフィだけなのです。マンモグラフィはランダム化比較試験(マンモグラフィ検診を受けた人と受けなかった人を追跡調査して乳がん死亡を比較する方法)という方法で50

歳以上の乳がん死亡を34%、40歳代の乳がん死亡を15%それぞれ減少させることが科学的に証明されています。他の方法(触診、エコー)は残念ながら死亡抑制効果が証明されていません。以上の理由で先進国はすべてマンモグラフィを用いた乳がん検診を施行し乳がん死亡を減らしています。

日本でもようやくマンモグラフィ検診が始まりましたが、一番の問題は受診率が非常に低いことです。実際に検診を受ける人は受診対象者の1〜2%と考えられています。米国の受診率は約60%であり、少なくとも50%を超えないと乳がん死亡は減りません。聖籠町の受診率はかなり高いと思いますが、近所の人も誘い合ってさらに受診率を上げ乳がん死亡を0にしましょう。

月に一度の自己検診も忘れずに!!



※平成17年度聖籠町乳がん検診は、11月に予定されています。申込みをされた方には、受診票をお送りします。受診希望の方はご連絡ください。

遊び教室参加者募集

「あそび」は子どもの発達にとって大切なものです。

子どもと一緒に楽しく遊んでいますか？

どんな遊びができるんだろう

どうしたら楽しく遊べるんだろう

もっとたくさんの遊びを知りたいな

こんな思いはありませんか？

「あそび」を通して子どもとむきあい、大人も子どもも共に育つ場として「遊び教室」を開催します。



■開催期間

平成17年5月～平成18年3月まで

毎週金曜日

午前10時～11時30分

※参加者には詳しい日程をお知らせします。

■会場

聖籠町保健福祉センター

■内容

親子あそび・リズムあそび・自由あそび等

■対象

1歳6ヶ月(4月1日現在)～就園前の子どもとその保育者
定員20組 継続して参加できる方に限ります。

■申込受付期間

4月25日(月)～4月27日(水)

■申込先

保健福祉課 保健師まで

春の健康診査が はじまります!

基本健康診査
胸部レントゲン検診

☎保健福祉課 ☎27-6511



▲ 昨年の検診

会場はこちらです

日程		会場
4月	11日	月 網代浜会館
	12日	火 亀塚公会堂
	13日	水 次第浜公民館
	14日	木 藤寄公会堂
	15日	金 二本松公会堂
	18日	月 保健福祉センター
	19日	火 保健福祉センター
	20日	水 保健福祉センター

申込みされた方には、事前に受診票をお送りしています。申込みされていない方で希望される方は、保健福祉課へご連絡ください。

検査項目

胸部レントゲン（結核・肺がん）・血圧測定・眼底検査・心電図・尿検査・貧血検査・血中脂質検査・糖尿病検査・肝機能検査・肝炎ウイルス検診（40歳～70歳までの5歳刻み年齢の対象者）等

受付時間

午前8時30分～11時まで

レントゲンのみ受ける方の受付時間

午後1時から2時30分まで

基本健康診査は午前中だけです。

高血圧症や糖尿病などの生活習慣病は、初期の自覚症状がほとんど無く、放置しておくとう動脈硬化が進み、脳卒中や心臓病など重篤な病気を引き起こします。
検診を受けることは、その見えない敵を知り（早期発見）、退治する（早期治療・生活習慣の見直し）のための大きなチャンスです。

負担額

・基本健康診査 1,000円

70歳以上（昭和11年3月31日までに生まれた方）は無料です。

・胸部レントゲン検診 無料

前立腺がん検診について

50歳～79歳までの男性で、前立腺がん検診を希望する方は、基本健診の血液検査時に検査することが出来ます。また、基本健診は受けずに、前立腺がん検診のみの受診も可能です。当日、会場に午前11時までにお越しください。

前立腺がん検診負担額

2,205円（70歳以上の方も自己負担です）

☎日時 ☑会場 ☒内容 ☒対象 ☑申し込み ☎問い合わせ

結核予防法が変わります

結核から身を守りましょう

平成17年4月から、「結核予防法」が改正されます。結核は、結核菌が肺の奥に入ってしまうことではじまる感染症です。昭和20年代は多くの方が亡くなった病気でした。しかし今は、治療薬の開発等により、早期に発見し服薬すれば完全に治る病気になり、激減しました。とはいえ、毎年新たに結核になる人は、県内で500人いる状況です。世界の先進諸国と比較すると、欧米は確実に減っていますが、日本だけが減り方が鈍いです。

結核の撲滅を目ざし、もっと効果的な結核予防対策を徹底しようということで、50年ぶりに法改正されます。



風邪のようで
風邪じゃない...
それが結核なんだ!



改正のポイント

結核患者が高齢者に多いことから、結核定期検診対象者が重点化

今までは、**19歳以上**の方へ年1回の胸部レントゲン検診が義務づけられていました。



改正後は**65歳以上**の方へ年1回の胸部レントゲン検診が義務づけられます。

早期に免疫をつけるため、確実なBCG接種の推進

生後**6ヵ月～4歳**までに、ツベルクリン反応検査で陰性を確認してからBCG接種



生後**すぐ～6ヵ月**までに、ツベルクリン反応検査はせずに、直接BCG接種

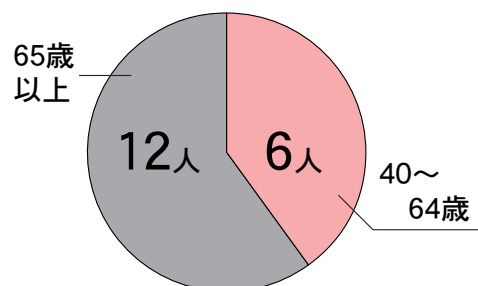
肺がん検診としての胸部レントゲン検診は40歳から

肺がん検診としての胸部レントゲン検診は40歳以上の方が対象です（無料）

肺がんは、男性、女性ともに増えているがんです。ぜひ40歳以上の方は今まで通り、毎年胸部レントゲン検診を受けることをおすすめします。

町の状況 H10年～15年で、町胸部レントゲン検診を受けて肺がんが発見された人は18人。そのうち40～64歳の方が6人もいました。

町の状況



新年度から

納税は口座引きで!

お申し込みは4月中がおすすめです

平成17年度の国民健康保険税と介護保険料（普通徴収）の納期は、5月から開始されます。

この機会にぜひ、口座引きにしませんか？

口座引きですと、事前に通知された保険税（料）の納付を、あなたの口座の預金から自動的に振り替えますので、納め忘れの心配がなくなりたいへん便利です。

4月中に申し込みされれば、平成17年度の第1期から口座引きできます。

ぜひ、便利な口座引きをご利用ください。

手続きは 簡単です!

手続きは、口座を設けてある聖籠町内並びに新発田市内等の金融機関及び全国の郵便局の窓口で簡単にできます。申込書に必要事項を記入して提出すれば、手続き完了です。

指定・収納代理金融機関名

北越後農業協同組合	新潟県労働金庫
新潟県信用組合	新発田信用金庫
第四銀行	殖産銀行
北越銀行	山形しあわせ銀行
大光銀行	全国の郵便局



申込用紙は上記金融機関及び聖籠町役場窓口にて用意してあります。

口座引きをするとこんなに便利です!

- その1 納期ごとに金融機関に納めに行く手間が省けます。
- その2 一度手続きをすれば、あなたから廃止の手続きがされない限り、自動的に続きます。
- その3 納め忘れの心配がなくなります。
- その4 支払いの記録が通帳に記録されますので、家計簿代わりとして利用できます。



町の動向

このコーナーでは、役場各課の主な業務内容、各種委員会の活動などを町民の皆さんにお知らせします。

掲載内容についての、ご意見ご質問などがありましたら、担当課又は総務課広報担当まで電話か町政ポストの八ガキでお寄せください。

町民課

・介護保険の町独自の利用料助成制度が4月1日利用分から変更になります

町ではすみなれた地域でいつまでも暮らせるよう在宅サービスの利用促進を図るために町独自で利用料の助成制度を実施してきました。現在、町の在宅サービスの利用は県下でも高い水準となっており、当初の計画を達成できたことからこの制度を見直し、介護給付費の適正化を図ります。今回変更になるのは次の2つの事業です。

- ◎訪問介護利用料助成事業
- ◎高額介護サービス費助成事業

詳しくは広報せいろう3月号をご覧ください。

総務課

・行政改革大綱策定検討委員会
平成15年6月に20名の委員を委嘱して第3次行政改革推進委員会を設置し、大所高所の観点から検討審議をいた

いておりましたが、昨年12月27日に答申をいただきました。現在、庁内の係長を中心とした検討委員会で、この答申を踏まえながら、現行の行政改革大綱の見直し検討作業を行っており、新たな行政改革大綱の素案を策定中です。

保健福祉課

○2月18日(金)

・第5回次世代育成支援行動計画策定委員会

・各委員から子育ての理念について発表していただく。
・これまでの意見を基に、課題、理念をまとめる。



・次回、3月25日(金)が最後の委員会

ふるさと整備課

・町道除雪、今冬は11回出動しました

この冬は暖冬予想にもかかわらず、県内の中越地方では19年ぶりの大雪にみまわれま

した。町内でも昨年の12月26日に初雪が見られ、除雪作業は明けて1月1日が初回となりました。その後も寒波の影響で全般的に里雪型の降雪となり、1月には4回、2月には7回の計11回の除雪作業を行いました。ちなみに、昨年

は6回の出動でした。除雪作業にあたっては、町民のご理解をいただいて事故等もなくスムーズに作業が出来ました。改めてお礼申し上げます。

生活環境課

○2月28日(月)

・交通安全対策会議開催

平成17年度聖籠町交通安全対策の方針・計画を定めるため、聖籠町交通安全対策会議が開催されました。

対策会議は警察関係者や道路管理者、議会議員、交通安全団体等16名で組織されているもので、交通事故防止に向けての基本方針が審議されました。

参加者からは「多発する高齢者事故防止のため高齢者訪問を活発にした方がよい」「安全速度の励行のための街頭指導や取り締まりを積極的に」など具体的な取り組みに対する意見もだされ、計画に反映されました。

学校教育課

○2月28日(月)

・第2回聖籠町教育委員会定例会開催

・就学援助の認定
・聖籠町預かり保育実施要綱の制定

・聖籠町学校給食費の徴収に関する要綱の一部を改正する要綱

農業委員会

○2月24日

・聖籠町農業委員会第19期第12回総会

・農地法第3条の規定による譲受人の資格審査について
・農用地利用集積計画による所有権移転申出審査について
・農用地利用集積計画による利用権設定申出審査について
・農用地利用集積計画による利用権移転申出審査について
・平成17年聖籠町農作業別標準賃金について
以上の外3項目について審議されました。

おしらせ

INFORMATION

お問い合わせ先

町役場	☎27-2111
町民会館	☎27-2121
図書館	☎27-6166
保健福祉課（保健福祉センター内）	☎27-6511
診療所	☎27-1234

4月の行事

《保健福祉事業》

ところ 保健福祉センター

- ◆行政相談
4月12日（火）
9時30分～11時30分
- ☎役場総務課
☎27-2111（内線223）
- ◆心配ごと相談
6日（水） 20日（水）
- ◆弁護士相談（要予約）
28日（木）
- ☎町社会福祉協議会
☎27-6767
- ◆乳幼児健康診査・各種学級
○乳児健診
22日（金）午後1時15分～
- 育児相談会
25日（月）午前10時～11時
- 1・2歳児歯科健診
25日（月）午後1時15分～
- 1・6歳児健診
28日（木）午後1時15分～
- ◆各種予防接種
（受付は1時10分からです）
○BCG予防接種
5日（火）午後1時40分～
- 麻しん予防接種
21日（木）午後1時40分～

まちづくり計画の 委員になってみませんか？

— 総合計画審議会委員を募集します —

まちづくりの基本となっている第3次聖籠町総合計画の後期計画づくりを本年度に行います。

これは、現在ある前期基本計画を評価し、社会経済情勢の変化を踏まえた後期5ケ年（計画年度は平成18年度～22年度）の計画をつくるものです。

そこで、このまちづくりの委員（聖籠町総合計画審議会委員）を、町民の皆さんからも募集します。作業内容は、年数回の会議を行い、後期計画を練り、町への意見としてまとめあげるものとなっています。

ます。

まちづくりに興味がある方は、ぜひ申し込んでください。

なお、委員の定数の関係から、申し込み者多数の場合、調整させていただきますのであらかじめご了承ください。

●申し込み期限

4月15日（金）

●申し込み方法

電話で受け付けております。

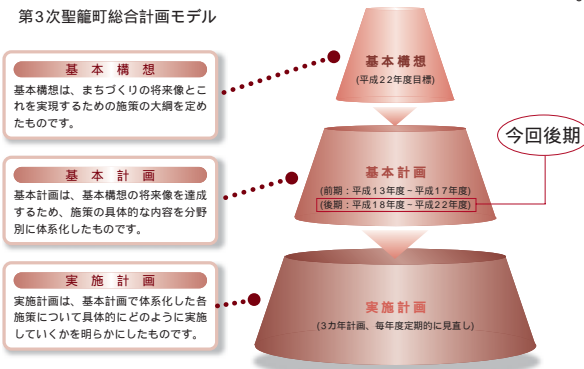
その際、住所・氏名・年齢・連絡先、興

味のある分野（都市計画、環境、産業、福祉、教育、行財政等）をお聞かせいただきます。

☎27-2111
☑役場企画財政課

（内線213）

第3次聖籠町総合計画モデル



町外にお住まいの知人に 広報せいろうを送りませんか

広報送付制度のご案内

広報せいろうをご愛読いただきまして誠にありがとうございます。

町では町出身の方で町外にお住まいの方や近隣市町村の方に聖籠町の情報を送りたいというご要望にこたえるために、広報送付制度により『広報せいろう』の有料送付を行っております。

希望される方は、次によりお申し込みください。

●送付料 一、二〇〇円

（1年分・5月号～翌年4月号）

●申し込み方法

役場2階総務課へ料金を持参して手続きしてください。

☎役場総務課広報担当

☎27-2111

（内線226）

町長の動向

（主なものを抜粋）

4月

- 1日・職員辞令交付式
- 3日・消防団新入団員辞令交付式、教育訓練
- 4日・敬和学園大学入学式
- 5日・聖籠こども園入園式
- 6日・小学校入学式
- 7日・こども園入園式
- 8日・中学校入学式
- 10日・東京聖籠会
- 21日・防犯組合総会及び区長会議
- 26日・新潟県町村会役員会



生活環境課からのお知らせ

◎役場生活環境課 ☎27-1962 (直通)

ペットはあなたの家族です 愛情も、しつこく欠かせません

ペットのトラブルが多発!!
ペットに関する苦情やトラブルが後を絶ちません。特に、飼い主の知識不足や無責任な飼育によって問題となっているケースが多く、最近も放し飼いの犬が吠えかき、驚いて転びケガをされた方もいます。

周囲に迷惑をかけないしつこくと配慮は、飼い主の務めです。
フンの後始末をしないと罰則も!!

依然として、散歩途中にした飼い犬のフンを始末しない飼い主が後を絶ちません。

そこで、町ではこうした行為に対し、平成12年10月に施行された「聖籠町環境美化推進条例」において罰則を設け



ています。公共の場所等に置いて飼い犬がしたフンを始末せず、回収の命令にも従わなかった場合は、3万円以下の罰金と明記されています。
飼い犬のフンは必ず始末しましょう!

知っていますか? 野焼きは法律で禁じられています!!

野焼きが多発しています
町内で野焼きが多発しています。

野焼き(廃棄物の処理基準に従わない野外での焼却)は法律で禁じられており、違反した場合には厳しい罰則もあります。また、周囲の迷惑にもなりますので、野焼きは絶対にやめましょう。

(注意点)

- ・ドラム缶、ホームセンター等で販売している煙突付きの焼却炉での焼却も野焼きに当ります。
- ・廃棄物の投入口が外気と直接つながるもの、煙突から火炎、黒煙、焼却灰等の出る焼却炉での焼却は全て野焼きに当ります。

(罰則)

・3年以下の懲役又は300万円以下の罰金又はこの併科
(焼却禁止の例外)

・賽ノ神、キャンプファイヤー等の風俗習慣上、又は宗教上の行事に必要な焼却。

・落ち葉、小枝等のたき火程度のもの。

※ただし、前記の例外中でも、周辺に迷惑のかかる場合は禁止事項に当ります。

灯油流出事故に気をつけて

県内では、年々灯油類等の漏えい事故が増えています。漏えい事故は火災の危険、河川への環境悪化及び上水道取水への影響など深刻な事態になりかねません。

- 次のことにご注意ください。
- 給油中はその場を離れない
- 油タンクのバルブを完全に閉めたか確認
- 屋外の配管が雪、融雪により破損しないよう注意
- 油送設備の操作ミス、誤作動に注意

誤って油を漏えいさせてしまったときや、水路、河川などに油が流れているのを発見したときは消防または役場生活環境課へ連絡ください。

精神障害者

社会復帰支援事業のお知らせ

就労を希望していても一般事業所での就労の機会が少ない精神の障害をもつ人たちの仕事の間を支援するために精神障害者社会復帰支援事業を実施します。

■事業の概要

- ・ 仕事の内容 町の公共施設の清掃、樹木の水やり、除草など
- ・ 実施期間 (予定) 平成17年5月から平成18年3月まで
- ・ 募集人員 若干名

- ・ 申し込み方法 履歴書と住民票を添えて保健福祉課に申し込んでください。
- ・ 申し込み締め切り 平成17年4月20日(水)

詳細については、保健福祉課 ☎27-6511 保健師にお問い合わせください。

児童クラブの入会について



入会については随時受付をしております。

入会手続き等詳細につきましては、広報せいろう3月号しらせ号に掲載しておりますが、不明なこと等については保健福祉課または各児童クラブへお問い合わせください。

◎保健福祉課

☎27-6511

☎090-8035-9392

☎090-7262-3180

☎090-8031-4739

☎090-8031-4739

春季火災予防運動

県下一斉に実施

統一標語『火は消した？いつも 心にきいてみて』

実施期間 4月1日から4月7日まで

《電気火災予防対策の推進》

近年、コードやプラグ等の電灯・電話配線、配線器具を出火原因とする電気火災が急速に増えており、県内においても、平成7年には39件だったものが、平成16年は59件と大きく増加しており、新発田広域管内の出火原因においても電気に起因したものが上位を占めております。

電気のコードや電気器具等の取扱いには十分注意しましょう。

ご存知ですか!!

【トラッキング現象】

これは火災の原因にもなる恐ろしい現象です。

コンセントにプラグを長期間差し込んだまましていると、そのすきまに次第にホコリがたまりやすくなります。このホコリが湿気をよび、プラグの両極間に微弱電流が流れて微小火花が発生し、プラグの塩化ビニール部分が少しずつ炭化しプラグの刃と刃の間に電気の道ができ放電する。そこから、やがて発熱・発火する現象をいいます。

トラッキング現象がこりや

すい電源プラグとその対策

●家具の裏など、ホコリのたまりやすい場所に長い間差し込んだままの電源プラグは要注意です。こまめにチェックしてホコリを拭き取りましょう。

●洗面所や台所など、湿気が高く湯気や水滴が直接かかる位置にある電源プラグは、時々プラグを抜いて、乾いた布で水気を拭き取るようにしましょう。

●異常に熱くなったプラグやテーパータツプ、コードなどは危険です。すぐ使用をやめ電気店などの専門業者に点検してもらいましょう。

◎新発田地域広域消防本部

防災課予防係

☎22-11119 (代表)

☎22-8096 (直通)

火災等の問い合わせはテレホンガイドをご利用ください

☎22-0999



税務課からのお知らせ

確定申告が間違っていたときは すぐに修正(更正)しましょう

確定申告をした後で、計算違いなど内容に間違いがあることに気づいたり、うっかりして確定申告することを忘れていたりしている方はいませんか。

申告内容に間違いがあるときはそれを修正(更正)することができます。

税額を多く申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気づいたときは、「更正の請求」をして正しい税額に訂正することができます。

この「更正の請求」をするための用紙は税務署にあります。更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から1年以内ですから、平成16年分の申告所得税の場合は、平成18年3月15日まで、平成16年分個人消費税及び地方消費税の申告については、平成18年3月31日までとなります。

税額を少なく申告したとき

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気づいたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正してください。この「修正申告」をするための用紙は税務署にあります。

修正申告は、税務署から更正を受けるまではいつでもできますが、税務署の調査を受けた後で修正申告をしたりすると、加算税などがかかる場合がありますので気付いたら速やかに修正申告をしてください。

この件についてのお問い合わせは、

新発田税務署 ☎22-3161まで

平成17年度町税・国民健康保険税の 納期限が決まりました

本年度の町税等の納期限が次のとおり決まりました。

税金は、納入期限内に完納するようお願いいたします。なお、納税には、口座振替による納税をお勧めします。申し込み手続きは町と契約している各金融機関でお願いします。

この件についてのお問い合わせは

役場税務課 ☎27-1956

税目	期別	納期限
町・県民税	1	平成17年 6月30日
	2	平成17年 8月31日
	3	平成17年10月31日
	4	平成17年11月30日
固定資産税	1	平成17年 5月 2日
	2	平成17年 8月 1日
	3	平成17年 9月30日
	4	平成17年12月28日
軽自動車税	全期	平成17年 5月31日
国民健康保険税	1	平成17年 5月31日
	2	平成17年 6月30日
	3	平成17年 8月 1日
	4	平成17年 8月31日
	5	平成17年 9月30日
	6	平成17年10月31日
	7	平成17年11月30日
	8	平成17年12月28日

2月の届出

げんきなよい子

出生

赤ちゃん	保護者	行政区
つぐみ 亜美ちゃん	(高橋 国蔵)	蓮 潟
たかし 貴史ちゃん	(新保 健二)	山 三 賀
とわ 永遠ちゃん	(高松 真友)	亀 塚
ゆうき 侑希ちゃん	(宮澤 大輔)	東 山
しせい 姿星ちゃん	(天野 恵一)	二 本 松
ねね 寧音ちゃん	(杉原 英樹)	本 誠 訪 山
まお 茉央ちゃん	(平野 透)	次 第 浜
めい 芽衣ちゃん	(渡邊 昭)	亀 塚

幸多い人生を

婚姻

新郎・新婦	行政区
やす 藤 間 康 行さん (渡邊) かおりさん	次 第 浜
とよ 佐 藤 豊 樹さん (小林) 三 佳さん	真 野
じゅん 佐 藤 淳 也さん (佐藤) 美智子さん	尾 沢 ケ 丘

ごめいふくお祈りします

死亡

氏 名	年 齢	行政区
けん 小 柳 健 蔵さん	(69歳)	網 代 浜
りょう 玉 木 良 順さん	(78歳)	蓮 潟
うし 高 橋 丑 造さん	(90歳)	次 第 浜
やい 本 田 ヤ イさん	(88歳)	次 第 浜
みつ 井 上 三 雄さん	(89歳)	二 本 松
かず 齋 藤 和 子さん	(55歳)	山 倉

(注1) 届出の際に御承諾の押印をいただいた方のみ掲載しております。

(注2) 渡邊さんの「邊」という文字など略して掲載しています。戸籍に記載されている正確な氏名と多少異なる場合があります。ご了承ください。

町民課 町民サービス係 ☎27-2111 内線112

5月から、転入届と転出届について本人確認を行ないます

日頃は町民課の窓口業務にご協力いただき、ありがとうございます。

町民課では5月から、転入届と転出届について本人確認をさせていただきます。本人になりすまして勝手に届出をし、当の本人が知らないところでお金を借りるなど、全国的に問題になっているためです。このため、国でも「本人確認の徹底」を呼びかけております。

町民の皆様にはなにかとご面倒をおかけいたしますが、主旨をご理解いただき、ご協力くださるようお願いいたします。

【開始】
5月の転入届・転出届から

【方法】

・運転免許証、保険証などの提示

・家族構成や以前の住所などの聴き取り

お分りにならないことがありましたら、町民課におたずねください。

☎町民課町民サービス係
27-2111
(内線111・112)

青い鳥郵便葉書の

無償配布について

日本郵政公社では、身体障害者及び知的障害者の福祉に対する国民の理解と認識を深めることを目的に、重度の身体障害者の方及び重度の知的障害者の方で希望される方に、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒にく

ぼみ入り通常郵便葉書を入れて無料で配布する旨のお知らせがありました。

・配布の対象者

重度の身体障害者（1級又は2級の方）、重度の知的障害者（療育手帳A）

・受付期間

4月1日～5月31日まで

・配布枚数

お一人につき20枚

・申出方法

お近くの郵便局に手帳を提示し、所定の用紙に必要事項を記入（用紙は郵便局に備え付けてあります。）

☎聖籠郵便局

27-2502

入札結果

H17.2.14～H17.3.7

	工事(件)名	契約額(円)	業者名	納入完了日又は工事(委託)期間最終日
1	小型動力消防ポンプ購入	2,100,000	新潟モリタ(株)	平成17年3月7日
2	町営住宅下水道接続工事	2,362,500	(株)聖籠第一設備	平成17年3月28日
3	公下工第1号杉谷内976号管渠整備工事	136,500,000	本間・曾根建特定共同企業体	平成17年12月1日
4	公下工第2号杉谷内674号管渠整備工事	101,850,000	岩村・丸昭特定共同企業体	平成17年12月1日
5	公下工第5号大夫149号管渠整備工事	92,400,000	丸運・市川特定共同企業体	平成17年12月1日
6	公下工第4号大夫188号管渠整備工事	32,025,000	新潟藤田・聖路総合特定共同企業体	平成17年11月22日

平成17年度の 国民年金保険料額について

平成17年4月から平成18年3月までの国民年金保険料は月額13,580円です。

国民年金保険料は平成17年度から平成29年度まで毎年280円ずつ引き上げられる予定となっています。

学生には国民年金保険料の 納付特例制度があります

20歳になったら学生も国民年金に加入して、保険料を納める義務が生じます。

しかし、一般的に学生は所得がなく、保険料を納めることが困難な場合がほとんどです。納付せずに未払いのままにしておくと、万一の保障である障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できなくなる場合があります。

その様な事態を防ぐために、学生納付特例制度があります。申請し承認されると、保険料を納める必要がなくなります。

なお、学生納付特例の承認を引き続き受けるには、毎年度申請する必要がありますので、毎年4月から5月末までに申請してください。

☑役場町民課 国民年金係

☎27-2111 (内線111)

加治川桜堤

クリーン&ウォーク開催

☎4月9日(土)

午前10時

12時30分



▲加治川治水記念公園の桜

■内容

・加治川治水記念公園から、桜を観察・鑑賞しながらゴミ拾い、健康ウォーク(約2km)でさくら大橋に集合。参加者に「どっこん水」のプレゼント。

・11時頃さくら大橋河川敷(右岸)でセレモニーを開催。たかたかし名誉会長あいさつの後、さくらの歌などを全員で合唱。その後記念植樹を行います。

■参加者

・聖籠町・新発田市・紫雲寺町・加治川村の小学生、友好団体、一般参加者、加治川を愛する会会員

■集合場所・時間

加治川治水記念公園午前10時

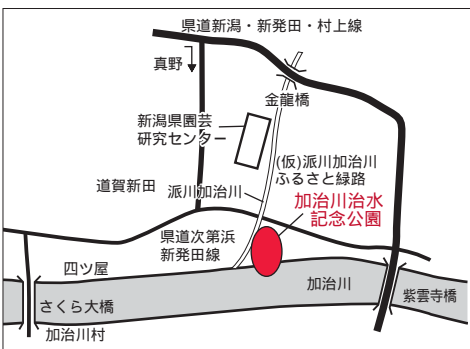
■主催

加治川を愛する会・加治川堤桜復元市町村連絡協議会・新発田市まちづくり振興公社

☑加治川を愛する会
事務局長 木村哲

☎22-6715

●案内図



「新潟県中越大震災復興宝くじ」

全国発売!

～1枚からできる応援を～

県では、新潟県中越大震災による被災者の救済及び被災地域における復興対策事業の財源にあてるため、復興宝くじを発売します。ぜひ、お近くの宝くじ売り場でお求めください。

発売期間

4月11日(月)～26日(火)

発売単価 1枚 200円

抽せん日 4月28日(木)

抽せん地 長岡市

主な賞金 1等1億円×10本

2等200万円×50本

☑県総務部財政課

☎025-280-5035

携帯電話サイト料金

請求トララブルにあわないために

新潟県消費生活センターには、携帯電話サイト料金の請求トララブルにあったという相談が多く寄せられています。

●こんなトララブルがおきています・・・

・携帯電話に届いたメールに書いてあるアドレスをクリックしたら、突然「登録ありがと」うございます。」と表示され、登録料を請求された。

・携帯電話で着メロのサイトを探していた。偶然アクセスしたサイトを1回クリックしたら、「入会手続終了」と画面が出て、入会金を請求された。

●トララブルに巻き込まれないためのアドバイス

(1) 意図せずにアクセスしてしまい、利用料金の請求を受けた場合、言われるがままに支払わないこと

(2) 業者から貴方のメールアドレスなどに「個人識別番号」は、：の文面があっても「個人識別番号」などから個人情報報が伝わることはないこと、過度に不安にならないこと

(3) 興味本位で気軽にアクセスするのは止めよう

※心配なときは、早めに相談しましょう。

☑県消費生活センター

☎025-285-4196

☑役場総務課

☎27-2111(内線223)

小さな手 大きく上げて 渡ろうよ



春の全国交通安全運動

実施期間 4月6日(水)~4月15日(金)までの10日間

子どもたちを交通事故から守るために ドライバーは

1 住宅地の生活道路では、 警戒心を高める

住宅地の生活道路に入ったときは、道路の周囲にもしっかり目配りし、子どもの早期発見に努めましょう。



3 駐停車車両の陰にいる 子どもに警戒する

★小さな子どもは乗用車の陰にも隠れています。
★駐停車車両の陰から子どもがとび出してこないか、しっかり目配りしましょう。



2 子どもを見かけたら、 その反対側にも 目を向ける

子どもを発見したときは、その子どものとび出しを警戒するとともに、道路の反対側からの別の子どものとび出しにも注意しましょう。



4 横断歩道付近に 目配りする

★横断歩道に近づくときは、横断歩道付近での斜め横断やとび出し横断を警戒し、横断歩道周辺にもしっかり目配りしましょう。

5 右・左折時は 側方にも目を向ける

交差点で右・左折するときは、目の前の横断歩道上だけでなく、右折時は右側後方、左折時は左側後方にも目配りし、子どもがきていないか、しっかり確かめましょう。



町の交通事故 発生状況

区分	2月			1月~2月(累計)		
	発生件数	死者数	傷者	発生件数	死者数	傷者
平成17年	12	0	18	20	0	28
平成16年	15	1	16	27	1	31
増減	▲3	▲1	+2	▲7	▲1	▲3

交通安全に関することは
役場生活環境課 ☎ 27-1962 (直通)

町の宝
で～す

2月の
乳児健診から



高崎 昇誠ちゃん
4か月児



渡辺ひなたちゃん
4か月児



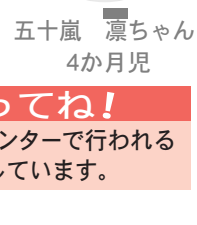
神田 琉翔ちゃん
4か月児



平野 静愛ちゃん
4か月児



佐藤 輝ちゃん
4か月児



五十嵐 凜ちゃん
4か月児



関川 莉呂ちゃん
4か月児



神田 琉翔ちゃん
4か月児



袖山 颯真ちゃん
4か月児



磯部 永遠ちゃん
4か月児



投稿するときには濃い鉛筆かペンで書いてください。(薄いものは掲載できません) 名前は必ず書いてください。(ペンネーム希望の場合は名前の横にペンネーム『』と書いてください)



チョコさん 7歳



田辺 瑠璃さん 10歳



すわ かずきさん 7歳



キョウ太さん 9歳

カラオケまつり盛大に開催
—町老人クラブ連合会—

3月9日(水)、聖海荘において町老人クラブ連合会の主催により第8回目となるカラオケまつりが盛大に開催されました。

カラオケまつりには、各集落の老人クラブから230名の大勢の皆さんが参加し、69名の方々が自慢の歌声を披露しました。

参加者の皆さんは、同じ老人クラブの方が出演すると「がんばれよ」などの熱い声援を送ったり間奏のときには花束を贈ったりして出演者を応援していました。

また、当日の司会進行やカラオケ機械の操作などを各老人クラブから選出された実行委員会が担当しました。



元気に育ててね!

この写真は保健福祉センターで行われる乳児健診会場で撮影しています。

ハガキ募集

次のテーマと要項により、ハガキ(手紙も可)を募集します。

●聖籠の風

町の業務や行事、あるいは地域や学校でのことなど、日々の生活の中で感じたことなどをお寄せください。(良かったこと、又良くなかったこと)

子供たちの意見も大歓迎です。600字以内でお書きください。

●イラスト自慢大募集

絵を描くのが大好きな子供たち、自慢のイラストをハガキの裏に書いてどんどん送ってください。(黒一色でハッキリと書いてください)

●『町政ポスト』Q&A

町政への積極的なご意見、ご提案など(聖籠町の将来像、私はこう考える...)を町民の皆様から寄せていただくために設けられた、ハガキによる広聴制度です。町長が目を通し、担当課で回答いたします。よりよい町づくりのために、あなたのご意見をお寄せください。

■応募方法■

○町政ポスト用のハガキでお寄せください。(切手を貼らずに投函できます。)なお、このハガキは

- ①役場一階の総合案内
- ②保健福祉センターの窓口
- ③町民会館の窓口
- ④診療所の窓口
- ⑤図書館のカウンター

の5か所に設置してあります。どんどんお寄せください。

○なお、氏名・住所・電話番号の記載のないものは掲載いたしませんので、必ず記入してください。(匿名希望、ペンネーム希望と書いてくだされば名前は掲載しません)
※投稿原稿の趣旨を変えずに削ったり直したりする場合がありますので、ご了承ください。

○採用された方には、図書券を差しあげます。



ミニーさん 15歳



柴田 亜美さん 12歳



思い出さん 10歳



アリエルさん 16歳



アンパンマンさん 13歳



斉・夏さん 12歳



▲参加者の皆さん

「さくらんぼ狩りなど聖籠町の皆さんとの交流は一生忘れられません。もうすぐハルビンに帰りますが、これは別れではなく始まりの一步です。今年度機会があったらハルビンにぜひ一度来てください。日本で学んだことをハルビンに帰って活かしたいと思います。」とのあいさつに、参加者の皆さんからもたくさんさんの激励の言葉が送られました。

一年間ありがとう

中国県費留学生送別会

町では、中国からの県費留学生との交流事業を平成元年から行っていますが、留学生の皆さんの留学期間終了を間近に控え、3月12日に「ホテルさぶく」で送別会が開催されました。

送別会には、町民海外研修参加者、文化団体加入者、町議会議員など39名が参加し留学生と聖籠町での一年間の思い出話に花を咲かせていました。留学生代表の劉漢さんの

平成16年度留学生との交流事業

- 6月19日 歓迎会(さくらんぼ狩り)
- 7月30日~8月3日
ハルビン市児童生徒交流事業に参加
- 9月11日 ぶどう狩り交流会
- 11月27日 ぎょうぎづくり交流会
- 3月12日 送別会



▲参加者と留学生

●このコーナーでは、町民の皆さんの思い出(自慢)の写真・絵画などの作品・(ほのぼのとした作品大歓迎です。)をご紹介します。子どもからお年寄りまで、どなたでもOKです。掲載を希望される方は、気軽に広報担当までご連絡ください。問い合わせは、役場総務課町民ふれあい係 ☎27-2111内線226番まで。



▲ 阿部さんと1m75cmの長ひょうたん

長ひょうたん

なんと1m75cm

阿部 正作さん(山倉)

山倉の阿部正作さんは、平成2年から自宅の近所の畑でひょうたんを作っています。途中何年か休み昨年からまた作り始めました。

ひょうたんを作って2年目に、千成ひょうたん(普通の形)の種を蒔いたところ、長ひょうたんの種が混ざっており、一本だけ残してまわりをすぐったところ、なんと1m75cmもの大きなひょうたんが誕生しました。

ひょうたんは、中の実が溶けるまで約1か月間水に浸け、中の実を取り出し、半月かけて乾燥させた後、好みの色を付けたり文字を書いたりして完成させるそうです。

「ひょうたんは、もぐ時期が悪いと完熟していなく、水に浸けると中が腐ってしまいます。作ってみて経験と勘で作り方を覚えるしかありません。1m75cmの長ひょうたんは、長すぎて水に浸ける入れ物がなかったため、地面を掘ってそこに水を入れて浸けました。」

と話してくださいました。これからも、長さの新記録を目指してがんばってください。



▲ 色と文字を入れ縁起ものとしてかざっています



▲ 乾燥させた千成ひょうたん、この後色を付けたり文字を書いたりします